

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年8月23日
発信課	財政課
担当者	土岐, 小澤
連絡先	電 話 0166-25-5672
	FAX 0166-23-8217
	E-mail <a href="mailto:zaisei@city.asahikawa.lg.jp">zaisei@city.asahikawa.lg.jp</a>

分 類	その他
日 程	月                      日                      ~                      月                      日
発表項目 (行事名)	新型コロナウイルス感染症に関する追加対策について
概 要  (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症に関する第4次追加対策の補正予算について、 8月23日に専決処分を行いました。</p> <p style="text-align: center;">※対策の内容は別紙のとおり</p>
添付資料	有                      令和3年度 新型コロナウイルス感染症に関する第4次追加対策
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	

# 令和3年度 新型コロナウイルス感染症に関する第4次追加対策

北海道 8/2～8/31⇒9/12まで延長 「まん延防止等重点措置」の実施区域

旭川市 8/20～9/12 北海道によるまん延防止等重点措置において、より強い対策が求められる「措置区域」に指定

**旭川市の現状** ●新規感染者数の急増 ●市中感染の増加 ●デルタ株の増加 ●若年層の感染拡大  
●北海道から飲食店等へ営業時間短縮等の要請

## 営業時間短縮等の要請に協力する飲食店等への支援金を追加

令和3年度専決第2号・補正予算規模 25.7億円（一般財源 0億円）〔地方創生臨時交付金対象（協力要請推進枠） 20.5億円〕

### <経済対策（事業者）>

補正額 25億7千万円（一般 0千万円）〔地方創生臨時交付金（協力要請推進枠） 20億5千万円〕

北海道によるまん延防止等重点措置の措置区域として、旭川市内の飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

- 要請内容
- ・営業時間は、5時から20時まで
  - ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わない
  - ・飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない
  - ・感染防止対策の実施，業種別ガイドラインの遵守

要請期間 8月20日（遅くとも23日）～9月12日

(1)   飲食店等への営業時間短縮等の要請に伴う支援金の支給 【補正額】 25億7千万円（一般 0千万円）

\* 支援金の対象店舗 営業時間短縮等の要請に協力する飲食店等

\* 支援金の額

中小企業・個人事業者 1店舗1日当たり売上高に応じて 3万円～10万円

大企業 1店舗1日当たり売上高の減少額に応じて 最大 20万円

※ なお、国の方針を踏まえ、要件を満たす事業者に対しては、要請期間の終了を待たずに受付を開始し、早期給付（1店舗当たり3万円×12日間分＝36万円）を実施。

後日受付を開始する本申請において、総支給額と早期給付分との差額を追加支給。